第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

二十二　平成十七年総務省告示第千二百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三の項から一五の項までを削る。

二十三　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

一七	削除

第一項の表四七の項を次のように改める。

四七	削除

第一項の表六七の項を次のように改める。

六七	削除

第一項の表六九の項を次のように改める。

六九	削除

第一項の表七六の項を次のように改める。

七六	削除

第一項の表九八の項を次のように改める。

九八	削除

第一項の表一〇三の項を次のように改める。

一〇三	削除

二十四　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三八の項を次のように改める。

三八	削除

二十五　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

第一項の表四九の項を次のように改める。

四九	削除

第一項の表一六二の項から一六四の項までを次のように改める。

一六二	削除
一六三	削除
一六四	削除

第一項の表二〇二の項を次のように改める。

二〇二	削除

第一項の表二二三の項から二二五の項までを次のように改める。

二二三	削除
二二四	削除
二二五	削除

二十六　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二六の項を次のように改める。

26	削除

第一項の表三五の項を次のように改める。

35	削除

第一項の表一三七の項を次のように改める。

137	削除

第一項の表一四六の項を次のように改める。

146	削除

第一項の表一七〇の項及び一七一の項を次のように改める。

170	削除
171	削除

第一項の表二四六の項を次のように改める。

246	削除

第一項の表二五一の項を次のように改める。

251	削除

第一項の表二九七の項を次のように改める。

297	削除

第一項の表三一二の項を次のように改める。

312	削除